

平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動に従事する航空機による  
爆発物等の輸送に係る手続の柔軟な運用について

1. 対象者

平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動を行う航空機

(注：自衛隊の航空機は、そもそも爆発物等の輸送に係る手続は不要)

2. 手続の概要

平成 30 年 7 月 10 日より当面の間、平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動を行う航空機に関しては、被災地への救援物資、ライフラインの復旧等に必要とされる資機材等に含まれる爆発物等の輸送に係る航空法施行規則第 194 条第 2 項第 5 号に定める承認手続については、「救援活動に係る航空機による爆発物等の輸送について（平成 28 年 6 月 29 日付、国空航第 2374 号）」に従って、申請者からの電話連絡による手続を認めるなど柔軟な運用を行うこととする。

3. 本件に係る申請及び届出先

国土交通省 航空局安全部 運航安全課

03-5253-8737 (平日 9:30~18:15)

090-1405-2502 (平日時間外・休日)

以上